

審査の結果の要旨

氏名 中山 勉

本論文は、今日、政教分離・信教の自由論の開拓者という評価を享受するロジャー・ウィリアムズの著作を17世紀当時のコンテクストに置くことにより、彼の思想はそれらの概念とは異質であり、萌芽的とすら言い難いことを論証したものである。アメリカ宗教史研究であるとともに、人権とは、自由とは何かという社会哲学的問題に取り組んだ、問題提起的な研究である。

構成は、章ごとに、従来の評価の根拠だった4つのテキストを順次分析し、通説への批判を積み重ねるものであり、首尾一貫性の高い論理構造をなしている。

第一章では、新大陸移住後間もなくウィリアムズが唱え出した「英国王の特許状はネイティブ・アメリカンから土地を取得する根拠にはならない」という主張、さらに先住民の言語・風俗をまとめた著書『アメリカ現地語案内』の先進性が検証されている。

第二章では、世界史上初めて政教分離原則を定めた文書と見なされてきた「プロヴィデンス『入植誓約文』」について、その成立経緯を再構成し、それを誓約文に見られる不自然な文章構造の原因とすることにより、誓約文をウィリアムズが作成し、彼の思想が反映されたものと解釈することに疑義を呈している。宗教に対する政治の関与を防止することを定めた文言は別人による挿入であること、またその誓約文に基づき行われたはずの植民地運営において、人権侵害とも解釈可能な会議決定がなされた事例があることなどが論じられている。

第三章は、信教の自由を謳ったとして広く引用される主著『信仰の大義を掲げて迫害を説く血塗れの教義』に対し、現在の世俗的人権思想を読みこむ代わりに、ウィリアムズ固有の神学思想の表明として徹底した読解を試みる内容である。ピューリタン一般の傾向に反し、彼が異教徒も無信仰者も認めていたととれる文章は、寛容の精神や相對主義・多元主義の現れではなく、終末には彼（女）らは殲滅されることが予定されているのだから人間が先に手を下す必要はないという意味であったことが示されている。自説の補強のために、社会契約説に基づくジョン・ロックの寛容思想と、予型論と黙示思想という神学に基づくウィリアムズの見かけ上の寛容思想の異同が分析されている。

通説を否定する本論文は独創性が高く、また、アメリカに信教の自由思想の起源があったとする歴史観を批判している点で、アメリカ史研究における昨今の修正主義の流れにも、さらに宗教対世俗という近代的な区分を自明視することに反省を促す、宗教学で台頭しつつあるポスト・世俗主義論にも呼応するものとなっている。問題意識が鮮明である反面、結論の導出を急ぐ資料の扱いやウィリアムズの思想解釈にやや強引なところが見られるが、今後の広い検討に向けて開かれた明確な主張を一次資料の精査にもとづいて提出することには成功している。よって、本審査委員会は、本論文が博士（文学）の学位を授与するに相応しいものと判断する。